審 議 事 項

平成30年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

1【花き部】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2【食肉部】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3【水産物部・青果部】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(資料1) 東京都中央卸売市場条例(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(参考1)「平成30年における臨時休開市日の設定について」 ・・ [青果部・水産物部] 全国中央卸売市場協会	8

平成30年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について(案)

平成30年における臨時休業日及び臨時開場日の設定については、生鮮食料品等の円滑な流通を担う市場としての機能を損なわないように配慮して、次のように設定する。

1【花き部】

第1 設定の考え方

1 臨時休業日

臨時休業日は、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定する。

2 臨時開場日

花き部の取引は、年間を通して、切花が月・水・金、鉢物が火・木・土の各曜日に行われている。このため、国民の祝日を臨時開場日とするほか、松・千両の取引日として、12月の日曜日に開場日を設定する。

第2 平成30年の実施日

1 臨時休業日

- ・全市場 (1日) 12月30日(日)
- ・北足立市場(3日) 2月17日(土)、8月16日(木)、8月18日(土)、
- ・大田市場 (2日) 2月17日(土)、8月16日(木)
- ・板橋市場 (48日) 毎週木曜日(2月15日、5月10日、12月6日、 12月13日を除く)、2月17日(土)、8月18日(土)
- ・葛西市場 (13日) 1月11日(木)、1月18日(木)、1月25日(木)、2月の各木曜日、8月の各木曜日、8月14日(火)

2 臨時開場日

· 全市場共涌(16日)

1 月 8 日(月)、2 月 12 日(月)、3 月 21 日(水)、4 月 30 日(月)、5 月 4 日(金)、5 月 5 日(土)、7 月 16 日(月)、8 月 11 日(土)、9 月 17 日(月)、9 月 24 日(月)、10 月 8 日(月)、11 月 3 日(土)、11 月 23 日(金)、12 月 9 日(日)、12 月 16 日(日)、12 月 24 日(月)

- (注) 臨時開場日のうち、12 月 9 日(日)は「松市」、12 月 16 日(日)は「千両市」とする。
- · 北足立市場、大田市場、葛西市場、世田谷市場共通(1日) 5月3日(木)
- ・大田市場、板橋市場、世田谷市場共通(1日) 1月3日(水)

平成30年 臨時休開市日【花き部】(案)

営業日数 309 日

営業日数 309 日		-	
1月 (23日)	2月 (24日)	3月	(27日)
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3	日 月 火 水 木	金 土 2 3
7 8 9 10 11 12 13	4 5 6 7 8 9 10	4 5 6 7 8	9 10
O	11 12 13 14 15 16 17	11 12 13 14 15	16 17
21 22 23 24 25 26 27	18 19 20 21 22 23 24	18 19 20 21 22	23 24
28 29 30 31	25 26 27 28	25 26 27 28 29	30 31
4月 (25日)	5月 (26日)	6月	(26日)
- • •		日月火水木	
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5		金 土 1 2
8 9 10 11 12 13 14	6 7 8 9 10 11 12	3 4 5 6 7	8 9
15 16 17 18 19 20 21	13 14 15 16 17 18 19	10 11 12 13 14	
22 23 24 25 26 27 28	20 21 22 23 24 25 26	17 18 19 20 21	22 23
29 30	27 28 29 30 31	24 25 26 27 28	29 30
7月 (26日)	8月 (27日)	9月	(25日)
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7	日 月 火 水 木 金 土	日月火水木	金 土
8 9 10 11 12 13 14	5 6 7 8 9 10 11	2 3 4 5 6	7 8
15 16 17 18 19 20 21	12 13 14 15 16 17 18	9 10 11 12 13	
10 17 16 13 26 21	19 20 21 22 23 24 25	16 17 18 19 20	
29 30 31	26 27 28 29 30 31	23 24 25 26 27	
		30	20 20
10月 (27日)	1 1 月 (26日)	12月	(27日)
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3	日月火水木	金 土
7 8 9 10 11 12 13	4 5 6 7 8 9 10	2 3 4 5 6	7 8
14 15 16 17 18 19 20	11 12 13 14 15 16 17	9 10 11 12 13	14 15
21 22 23 24 25 26 27	18 19 20 21 22 23 24	O 16 17 18 19 20	21 22
28 29 30 31	25 26 27 28 29 30	23 24 25 26 27	28 29
		30 31	
凡・「は条例上の休業日	は臨時休業日は臨時開	坦口	1
が ・	(1日) (16日) は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	勿 口	

市場別臨時休開市日

北足立市場 : 休業日 2月17日、8月16日、8月18日 開場日 5月3日 大田市場 : 休業日 2月17日、8月16日 開場日 1月3日、5月3日

板橋市場 : 休業日 毎週木曜日 (2月15日、5月10日、12月6日、12月13日を除く)、2月17日、8月18日 開場日 1月3日

葛西市場 : 休業日 1月11日、1月18日、1月25日、2月の各木曜日、8月の各木曜日、8月14日 開場日 5月3日

世田谷市場 : 開場日 1月3日、5月3日

2【食肉部】

第1 設定の考え方

1 臨時休業日

- (1) 臨時休業日は、4週8休型を基本に、需要の増加する12月を除き、原則として 毎週土曜日に設定する。ただし、開場日確保のため、1月6日は開場日とする。
- (2) 8月に夏休みを設定する。

2 臨時開場日

臨時開場日は、5月及び8月における開場日確保、並びに年末における需要増への対応のため設定する。

第2 平成30年の実施日

1 臨時休業日(45日)

- (1) 毎週土曜日とする。ただし、1月6日及び12月の各土曜日を除く。
- (2) 夏休みは8月13日(月)及び14日(火)とする。

2 臨時開場日(4日)

5月3日(木)、8月11日(土)、12月24日(月)及び12月29日(土)とする。

平成30年 臨時休開市日【食肉部】(案)

営業日数 251 日

┃ 1月 (19日	2月	(19日)	3月 (21日)	1)
	日月火水	下 金 ± 2 3	日 月 火 水 木 金 土	Ė
1 2 3 4 5	6 1	2 3		3
7 8 9 10 11 12 1	3 4 5 6 7 8	3 9 10	4 5 6 7 8 9 1	0
14 15 16 17 18 19 2	11 12 13 14 1	5 16 17 1	1 12 13 14 15 16 1	7
21 22 23 24 25 26 2	18 19 20 21 2	2 23 24 1	8 19 20 21 22 23 2	24
28 29 30 31	25 26 27 28		25 26 27 28 29 30 3	31
				•
4月 (20日	5月	(22日)	6月 (21日)
. , ,				±
	<u>+</u> 日 月 火 水 7 7 日 1 2 3	3 4 5		2
8 9 10 11 12 13			3 4 5 6 7 8	9
15 16 17 18 19 20 2	13 14 15 16 1	7 18 19 1	0 11 12 13 14 15 1	6
22 23 24 25 26 27 2	20 21 22 23 2	4 25 26 1	7 18 19 20 21 22 2	23
29 30	27 28 29 30 3		24 25 26 27 28 29 3	30
20 00	27 20 20 00 0	<u> </u>	20 20 27 20 20 0	$\tilde{\bullet}$
7日 (21日		(22日)	Q B (18B	
7月 (21日日) 以 水 木 金 (21日		(22日)	9月 (18日	
日 月 火 水 木 金 :) 8月 <u>日月火水</u> 7	ET 金T ±	*) ± 1
日 月 火 水 木 金 : 1 2 3 4 5 6	E □ 月 火 水 フ	下金 ± 2 3 4 0 10 11	日月火水木金	
日 月 火 水 木 金 3 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1	日月 火水 オ 7 4 5 6 7	下 金 ± 2 3 4 9 10 11 O	2 3 4 5 6 7 8	<u>±</u> 1
日月火水木金 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1 15 16 17 18 19 20 2	日月火水 7 4 5 6 7 12 13 14 15 1	★ 金 ± 2 3 4 9 10 11 0 6 17 18 ●	日月火水木金 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1	± 1 • 8
日月火水木金 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1 15 16 17 18 19 20 2 22 23 24 25 26 27 2	日月火水 7 4 5 6 7 12 13 14 15 19 20 21 22 28	 金 ± 3 4 0 10 11 0 0 6 17 18 3 24 25 1 	日月火水木金 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 6 17 18 19 20 21 2	± 1 8 • 15 •
日月火水木金 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1 15 16 17 18 19 20 2	日月火水 7 4 5 6 7 12 13 14 15 19 20 21 22 28	 金 ± 3 4 0 10 11 0 6 17 18 3 24 25 0 31 	日月火水木金 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 16 17 18 19 20 21 2 23 24 25 26 27 28 2	± 1 8 •
日月火水木金 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1 15 16 17 18 19 20 2 22 23 24 25 26 27 2	日月火水 7 4 5 6 7 12 13 14 15 19 20 21 22 28	 金 ± 3 4 0 10 11 0 6 17 18 3 24 25 0 31 	日月火水木金 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 6 17 18 19 20 21 2	± 1 8 • 15 •
日 月 火 水 木 金 : 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1 15 16 17 18 19 20 2 22 23 24 25 26 27 2 29 30 31	日 月 火 水 ラ 7 4 5 6 7 8 9 12 13 14 15 1 19 20 21 22 2 26 27 28 29 3	を 金 土 2 3 4 9 10 11 6 17 18 3 24 25 0 31 2	日月 火水 木金 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 6 17 18 19 20 21 2 23 24 25 26 27 28 2	± 1
日月火水水 水 金 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1 15 16 17 18 19 20 2 22 23 24 25 26 27 2 29 30 31	日月火水 7 1	を 金 土 2 3 4 9 10 11 0 6 17 18 3 24 25 0 31 2 3 24 25 0 31 3	日 月 火 水 木 金 5 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 6 17 18 19 20 21 2 3 24 25 26 27 28 2 30	± 1 1
日月火水水 水 金 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1 15 16 17 18 19 20 2 22 23 24 25 26 27 2 29 30 31	日月火水 7 1	を 金 土 2 3 4 9 10 11 0 6 17 18 3 24 25 0 31 2 3 (21日)	日 月 火 水 木 金 5 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 6 17 18 19 20 21 2 3 24 25 26 27 28 2 30	± 1
日月火水木金 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1 15 16 17 18 19 20 2 22 23 24 25 26 27 2 29 30 31 日月火水木 金 日月火水木 金 日月火水木 金 1 2 3 4 5	日月火水 7 1	を 金 土 2 3 4 0 10 11 6 17 18 3 24 25 0 31 2 (21日) 下 金 土 2 3	日月火水木金 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 16 17 18 19 20 21 2 23 24 25 26 27 28 2 30 3 24 25 26 27 28 2 30 4 5 6 7 8 2 30 6 7 7 8 2 30 7 8 8 3	± 1 1
日月火水木金 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1 15 16 17 18 19 20 2 22 23 24 25 26 27 2 29 30 31 日月火水木 未金 1 2 3 4 5 7 8 9 10 11 12 1	日月火水 1 5 6 7 8 9 12 13 14 15 1 19 20 21 22 2 26 27 28 29 3 1 1 月 月 水 オ 6 3 4 5 6 7 8	を 金 土 2 3 4 0 10 11 6 17 18 3 24 25 0 31 2 1 2 3	日月火水木金 9 10 11 12 13 14 1 6 17 18 19 20 21 2 3 24 25 26 27 28 2 30	± 1 1 8 8 9 15 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
日月火水木 水 木 金 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1 15 16 17 18 19 20 2 22 23 24 25 26 27 2 29 30 31 日月火水木 木 金 1 2 3 4 5 7 8 9 10 11 12 1 14 15 16 17 18 19 2	日月火水 1 2 13 14 15 1 12 13 14 15 1 19 20 21 22 2 26 27 28 29 3 1 1 月 日月火水 水 月 1 1 月 日月火水 水 月 1 1 月 日月火水 水 月 1 1 1 月	 金 ± 3 4 0 10 11 6 17 18 3 24 25 0 31 2 3 3 9 10 5 16 17 	日月火水木金 9 10 11 12 13 14 1 6 17 18 19 20 21 2 3 24 25 26 27 28 2 30	± 1
日月火水木 水木 金 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1 15 16 17 18 19 20 2 22 23 24 25 26 27 2 29 30 31 日月火水木 日月火水木 1 2 3 4 5 7 8 9 10 11 12 1 14 15 16 17 18 19 2 21 22 23 24 25 26 2	日月火水 7	金 ± 1	日月火水 木金 9 10 11 12 13 14 1 6 17 18 19 20 21 2 3 24 25 26 27 28 2 30	± 1 1 8 8 15 15 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
日月火水木 水 木 金 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 1 15 16 17 18 19 20 2 22 23 24 25 26 27 2 29 30 31 日月火水木 木 金 1 2 3 4 5 7 8 9 10 11 12 1 14 15 16 17 18 19 2	日月火水 1 2 13 14 15 1 12 13 14 15 1 19 20 21 22 2 26 27 28 29 3 1 1 月 日月火水 水 月 1 1 月 日月火水 水 月 1 1 月 日月火水 水 月 1 1 1 月	金 ± 日	日月火水 木 金 三 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 6 17 18 19 20 21 2 3 24 25 26 27 28 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 6 17 18 19 20 21 2 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 6 17 18 19 20 21 2 23 24 25 26 27 28 2	± 1 1 8 8 15 15 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

は臨時休業日 **●** (45日)

は条例上の休業日 (73日) は臨時開場日 **〇** (4日)

3【水産物部・青果部】

第1 設定の考え方

1 臨時休業日

- (1)日曜・祝日を含めて4週8休とすることを目標とし、段階的に祝日のない週の水曜日に設定する。
- (2)8月に夏休みを3日設定する。(8月14日、8月15日、8月16日)

2 臨時開場日

- (1)5月の祝日等による4連休を回避するため、5月3日を臨時開場日とする。
- (2)8月のお盆前及び年末の繁忙期対応のため、8月11日及び12月24日を臨時開場日とする。

第2 平成30年の実施日

1 臨時休業日(37日)

1月17日(水)、1月24日(水)、1月31日(水)、2月7日(水)、2月21日(水)、2月28日(水)、3月7日(水)、3月14日(水)、3月28日(水)、4月4日(水)、4月4日(水)、4月11日(水)、4月18日(水)、4月25日(水)、5月9日(水)、5月16日(水)、5月23日(水)、5月30日(水)、6月6日(水)、6月13日(水)、6月20日(水)、6月27日(水)、7月4日(水)、7月25日(水)、8月14日(火)、8月15日(水)、8月16日(木)、8月22日(水)、8月29日(水)、9月5日(水)、9月12日(水)、10月3日(水)、10月17日(水)、10月24日(水)、11月7日(水)、11月14日(水)、12月5日(水)、12月12日(水)

2 臨時開場日(3日)

5月3日(木)、8月11日(土)、12月24日(月)

平成30年 臨時休開市日【水産物部・青果部】(案)

		1 月	1		(19	日)			2	月			(20	日)			3 月	1		(23	ВН
日	月	火	水 3	木	金	±	E			火」	水	木	金 2	±	日	月	火	水	木	金	
	1	2		4	5	6						1		3					_	2	
7	8	9	10	11	12	13	4			6	7	8	9	10	4	5	6	7	8	9	1
14	15	16	17	18	19	20	1			13	14	15	16	17	11	12	13	14	15	16	1
21	22	23	24	25	26	27	1				21 •	22	23	24	18	19	20	21	22	23	2
28	29	30	31 •				2	5 2	6 2	27	28 •				25	26	27	28 •	29	30	3
		4 F	<u> </u>		(20	日)			5	月			(21	日)			6 月	1		(22	<u> </u>
Ħ.	月 2	<u>火</u>	水	<u>木</u> 5	金	<u>±</u> 7	E	<u> </u>		<u>火</u>	<u>水</u>	木 3	金	<u>±</u>	日	月	火	水	木	金	
1			4		6	_				1		0	4				_			1	
8	9	10	11	12	13	14				8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	
15	16	17	18	19	20	21	1			15	16 •	17	18	19	10	11	12	13	14	15	
22	23	24	25 •	26	27	28	2				23 •	24	25	26	17	18	19	20	21	22	
29	30						2	/ 2	8 2	29	30	31			24	25	26	27 •	28	29	ì
		7 F	 		(23	日)			8	月			(22	日)			9 月	1		(21	E
日 1	月 2	<u>火</u>	水 4	木 5	金 6	<u>±</u> 7	E	I		火	水	<u>木</u>	金 3	<u>±</u>	日	月	火	水	木	金	
8	9	ა 10	• 11	12	13	14	5		6	7	8	9	ە 10	11	2	3	4	5	6	7	
o 15	16	17	18	19	20	21	1.			/ 4	15	16	17	0 18	9	10	11	12	13	7 14	
										<u>●</u>				25							
22	23	24	25 •	26	27	28	1				22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	
29	30	31					2	0 2	7 2	28	29 •	30	31		23	24	25	26	27	28	
							L								30						
		0				日)			1					日)			2			(24	
日	<u>月</u> 1	<u>火</u>	水3●	本 4	金 5	<u>±</u> 6		<u> </u>	1 2	火	水	木1	金 2	3	且	月	火	水	木	金	
	8	9	10	11	12	13	4		5	6	7	8	9	10	2	3	4	5 •	6	7	
7		16	17	18	19	20	1	1	2 1	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	
	15						1	3 1	9 2	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	
7 14 21	15 22	23	24	25	26	27	.	5 1	9 4	20	۷' ا	22	20	47	10	''	10	13	20	21	
14			24	25	26	27	2				28	29	30		23	24 O 31	25	26	27	28	

は条例上の休業日 (71日)

は臨時休業日 (37日) は臨時開場日 (3日)

東京都中央卸売市場条例 (抜粋)

(開場の期日及び時間)

第6条 東京都中央卸売市場は、第7条に掲げる市場休業日を除き、毎日開場し、 開場の時間は、市場ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、知事は、市場業務 の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に 変更することができる。

食肉市場以外の市場 午前零時から午後12時まで 食肉市場 午前5時から午後5時まで

2 卸売業者の行なう卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場時間の 範囲内で知事が別に定める。

(市場休業日)

第7条 東京都中央卸売市場の休業日は、市場ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、12月29日から翌年の1月4日までの期間を除き、休業日が連続して3日以上にわたるとき、又は週のうち、休業日が4日以上となるときは、そのうち知事の定める日を休業日としないことができる。

食肉市場以外の市場

日曜日(ただし、1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日及び12月31日から翌年の1月4日まで

食肉市場

日曜日(ただし、1月5日を除く。)、国民の祝日に関する法律に定める休日 及び12月29日から翌年の1月4日まで

2 知事は、前項の規定にかかわらず、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件、産地の出荷事情等を考慮し、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することができる。

平成30年における臨時休開市日の設定について

[青果部·水産物部]

全国中央卸売市場協会

平成30年における中央卸売市場の臨時休開市日の設定については、これまでの経緯や市場を取り巻く社会経済環境の変化、市場関係団体からの要請、地域の実情等を考慮したうえで、以下の方針に基づいて各開設者が具体的に設定するものとする。

設定方針

1 臨時休業日の形態

臨時休業日の設定については、労働環境の整備や市場の活性化の観点から、日曜・祝日を含めて4週8休とすることを目標とし、公共性とのバランスを採りながら段階的に進めていく。ただし、できるだけ市場関係者及び利用者に支障をきたさぬよう、十分に配慮するものとする。

2 臨時休業日の設定

利用者にわかりやすい内容とするため、臨時休業日は、原則として水曜日に設定することとする。

3 週3回の休業日の回避

臨時休業日の設定により週3回以上の休業日となる場合には、原則としてこれを 行わない。

4 連休における臨時開場日の設定

二日以上連続した休業日においては、生鮮食料品等の商品特性や安定供給、産地及び市場の流通事情も考慮したうえで、必要に応じて臨時開場日を設定するものとする。

5 青果部と水産物部の臨時休開市日の統一

青果部と水産物部を併せ持つ市場にあっては、総合市場の機能確保の観点から、 できるだけ、臨時休開市日は統一するようにする。

6 臨時休開市日の全国統一

臨時休開市日は、できるだけ全国的に統一して実施できるよう努力する。ただし、 それぞれの市場の特性や地域の実情に応じた対応もできるものとする。

7 臨時休業日の設定に伴う対応

臨時休業日の設定に当たっては、休業日における小売支援のための連携方法等について、市場関係者と協議・調整を行い、卸売市場の機能確保に努めるものとする。

8 臨時休開市日の周知徹底

決定された臨時休開市日については、市場関係者等に周知徹底を図り、万全を期するものとする。